

生協制度見直し検討会

第6回(H18. 10. 30)

資料3

残された検討項目

前回までの検討会の議論を踏まえ検討すべき事項

【組織・運営規定】

- 員外監事の設置の義務付け
- 常勤監事の設置の義務付け

【購買事業】

- 員外利用規制
- 区域に関する規制(県域規制)

【利用事業】

- 医療・福祉事業の非営利性の徹底

【共済事業】

- 共済事業とのリスク遮断(兼業規制)

【その他】

- 混合組合(地域・職域両要素の混合した組合)
- 大学生協の組合員資格

組織・運営規定

員外監事の設置の義務付け

前回までに事務局が提案した方向性

- 他法にならない、組合の果たす機能の複雑化・高度化等に伴い、客観的・第三者的な立場から業務執行の是非について意見を述べることが重要となってくることから、員外監事の選出を可能としてはどうか。
- また、組合員数が多数の場合、組合員の自治意識が希薄化している場合があり、こうした組合員が監事を務めた場合、監事による監査が適切に機能しないことも考えられ、また、その必要性は事業の種類によっても異なると考えられるため、組合員数が一定規模以上の組合で、購買事業や共済事業等の実質的な事業を行う組合など一定の組合について、員外監事の設置を義務付けることとしてはどうか。

員外監事の設置の義務付けについて

員外監事設置の趣旨

- 客観的・第三者的な立場で業務執行の是非について意見を述べることができる。(独立性の確保)
- 「組合内の常識」とされている事柄でも、組合外の第三者の立場から評価することが必要であり、透明性の高い公正な経営監視体制が確立できる。(組合外での経験を生かした広い視野と的確な常識判断の確保)

生協の組織運営の性格

- 生協では、株式会社の株主と異なり、それぞれの組合員が「出資」「利用」「運営」のすべてについて参画することが本旨となっており、組合員としての立場と業務に対する中立性を求められる監事の立場とが相反する場合が想定し得る。

(参考) 地域生協の組織率

・ 日本生活協同組合連合会会員の地域生協の組織率は、一番高い組合でも約6割である。全国47都道府県のそれぞれ最多の組合員がいる地域生協の平均組織率は、約25%。

→ 組合員以外からの監事の選出が必ずしも困難ではないと思料される。

※ 組織率＝組合員数／県内の世帯数

対応案

- 「員外」の範囲については、「組合員ではないこと」も要件とすることが適当ではないか。
- 購買事業、利用事業、生活文化事業及び共済事業のうちいずれかの事業を行う組合又は連合会には、員外監事の設置を義務付けることとしてはどうか。

組織・運営規定

常勤監事の設置の義務付け

前回までに委員から提案があった論点

- 員外監事の設置を義務付けるなど、監事機能の強化を図るのであれば、一定規模以上の組合については常勤監事を置くことも必要となるのではないか。

常勤監事の設置の義務付けについて

生協の現状

- 法令上、常勤監事の設置を義務付ける規定はない。
(監事は、組合員又は会員たる法人の役員のうちから選出することとされており、定数は2人以上とされている。)

対応案

- 生協が行う経済事業が高度化、複雑化していること等も考慮し、組合の業務全般にわたる深い知識と経験等を有し、組合の日常の業務執行を監査する役割を担う者として、購買事業、利用事業、生活文化事業及び共済事業のうちいずれかの事業を行う組合又は連合会については、事業が一定規模以上の場合には、常勤監事の設置を義務付けることとしてはどうか。

(参考) 他制度の状況

農協法

- ・ 共済事業を行う農協のうち、事業年度開始時における責任準備金額が200億円以上のものについては、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない旨の規定がある。
(監事の定数:2人以上)

中協法

- ・ 法令上、常勤監事の設置を義務付ける規定はない。

会社法

- ・ 監査役会設置会社においては、監査役員の員数は3人以上とされ、監査役の互選で常勤の監査役を定めなければならない旨の規定がある。

保険業法

- ・ 監査役会設置会社においては、監査役員の員数は3人以上とされ、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない旨の規定がある。

購買事業

員外利用規制

前回までに事務局が提案した方向性

- 生協の組合員は、特定の業種等を対象とした農業協同組合、事業協同組合(中小企業等協同組合法)と異なり、自然人一般が結合した相互扶助組織であることから、現行の員外利用の禁止・許可制度(員外利用は原則として禁止されており、一定の場合を除いては、行政庁の許可がなければ員外利用をさせることができないとする制度)を引き続き維持することとしてはどうか。
- 員外利用が例外的に認められる場合については、法令上、個別具体的に限定して定めることについてはどうか。
- 行政庁の許可により、員外利用が認められる場合の員外利用の限度を、法令上定めることとしてはどうか。(例:組合員の利用分量の100分の20)

他の協同組合法における組合員資格

- 農協は、正組合員たる農業者がなければ成立しないこととなっており、このため、その地区についても農村を中心とする地域となると考えられる。
- 生協は、自然人一般を対象としており、農協のような地域の実質的制限はない。

消費生活協同組合 (消費生活協同組合法)	農業協同組合 (農業協同組合法)	事業協同組合 (中小企業等協同組合法)
<p>(地域生協)</p> <p>○一定の地域内に住所を有する者であって、定款で定めるもの</p> <p>※定款の定めるところにより、生協の区域内に勤務地を有する者でその組合の施設を利用することを相当とするものを組合員とすることができる</p> <p>(職域生協)</p> <p>○一定の職域内に勤務する者であって、定款で定めるもの</p> <p>※定款の定めるところにより、附近に住所を有する者でその組合の施設を利用することを相当とする者を組合員とすることができる</p>	<p>○農業者</p> <p>【以下は准組合員(注)】</p> <p>○当該組合の地区内に住所を有する個人であって、当該組合の施設を利用することを相当とするもの</p> <p>○当該組合からその事業に係る物資の供給を継続して受けている者であって、当該組合の施設を利用することを相当とするもの</p> <p>○当該組合の地区の全部又は一部を地区とする組合</p> <p>○当該組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員又は出資者となっている団体</p> <p>(注) 准組合員 議決権、選挙権・リコール権、総会招集請求権等がない組合員</p>	<p>○組合の地区内において商業、工業、鉱業、サービス業等を行う小規模事業者(注)で、定款で定めるもの</p> <p>(注) 小規模事業者 原則として、①資本金又は出資金が3億円(小売業又はサービス業は5千万円、卸売業は1億円)を、または、②従業員数が300人(小売業は50人、卸売業又はサービス業は100人)を超えない事業者</p>

地域購買生協と農協の区域の比較

○ 主として購買事業を行う地域生協(地域購買生協)の区域については、都道府県の区域をその区域とするものが約65%であるのに対して、農協は0.4%に過ぎない。

＜地域購買生協＞ (組合)

	合計	都道府県区域		複数市町村区域		市町村区域		市町村区域未満	
北海道	4	3	75.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
東北	20	12	60.0%	8	40.0%	0	0.0%	0	0.0%
関東Ⅰ	26	21	80.8%	4	15.4%	1	3.8%	0	0.0%
関東Ⅱ	19	12	63.2%	7	36.8%	0	0.0%	0	0.0%
北陸	8	5	62.5%	2	25.0%	0	0.0%	1	12.5%
東海	10	5	50.0%	5	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
近畿	22	8	36.4%	12	54.5%	1	4.5%	1	4.5%
中国	14	8	57.1%	5	35.7%	1	7.1%	0	0.0%
四国	8	7	87.5%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%
九州	20	16	80.0%	4	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
全国計	151	97	64.2%	49	32.5%	3	2.0%	2	1.3%

＜農協＞ (組合)

	合計	都道府県区域		複数市町村区域		市町村区域		市町村区域未満	
北海道	132	0	0.0%	58	43.9%	58	43.9%	16	12.1%
東北	125	0	0.0%	86	68.8%	27	21.6%	12	9.6%
関東Ⅰ	87	0	0.0%	53	60.9%	21	24.1%	13	14.9%
関東Ⅱ	100	0	0.0%	68	68.0%	20	20.0%	12	12.0%
北陸	89	0	0.0%	43	48.3%	23	25.8%	23	25.8%
東海	67	0	0.0%	54	80.6%	9	13.4%	4	6.0%
近畿	65	1	1.5%	41	63.1%	14	21.5%	9	13.8%
中国	61	1	1.6%	46	75.4%	5	8.2%	9	14.8%
四国	48	0	0.0%	25	52.1%	6	12.5%	17	35.4%
九州	127	2	1.6%	75	59.1%	21	16.5%	29	22.8%
全国計	901	4	0.4%	549	60.9%	204	22.6%	144	16.0%

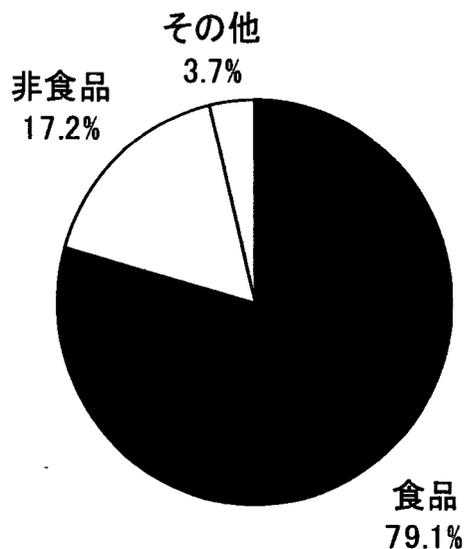
(注)分類のうち、「関東Ⅰ」は埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県、「関東Ⅱ」は茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県、「北陸」は新潟県・富山県・石川県・福井県、「東海」は静岡県・岐阜県・愛知県・三重県。

資料 地域購買生協は日本生活協同組合連合会調べ、農協は農林水産省「平成17年 農業協同組合等現在数集計」

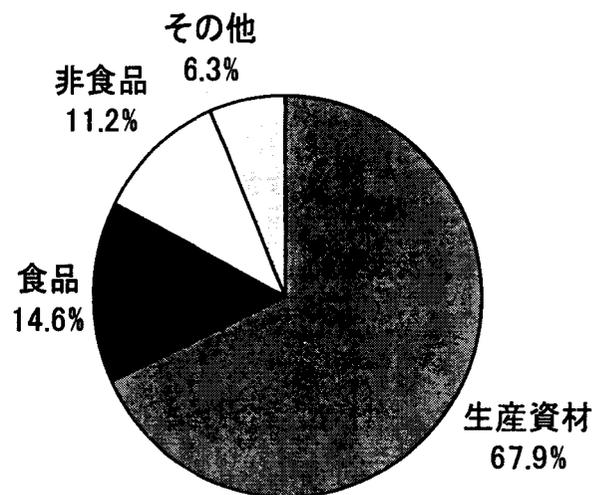
地域購買生協と総合農協の取扱商品の比較

○主として購買事業を行う地域生協(地域購買生協)と、総合農協の購買事業における取扱商品を比較すると、生協は、食品が約8割(79.1%)を占めている。一方、農協は、生産資材が約7割(67.9%)を占めており、食品は1割強(14.6%)にすぎない。

＜地域購買生協＞



＜総合農協＞



(上段:億円、下段:%)

		合計				
		生産資材	食品	非食品	その他	
地域購買生協	供給高	23,749	0	18,785	4,086	877
	構成比	100.0	0.0	79.1	17.2	3.7
総合農協の 購買事業	供給高	35,253	23,921	5,148	3,952	2,232
	構成比	100.0	67.9	14.6	11.2	6.3

(注) 地域購買生協の対象は日本生活協同組合連合会会員の地域生協155組合。

総合農協の対象は913組合。

「生産資材」... 肥料・農薬・飼料・農業機械・燃料・自動車など

資料 地域購買生協は日本生活協同組合連合会「2004年度生協の経営統計」、総合農協は農林水産省「平成16年度 総合農協統計表」

員外利用規制について

ご議論を踏まえての検討

○ 農協は、准組合員として、各農協の区域に居住する者が加入できる点と員外利用規制の関係をどう考えるか

○ 農業協同組合においては、正組合員たる農業者がなければ組合は成立しないこととなっているため、その地区は農村を中心とする。

○ また、農業生産力の増進等を目的としており、購買事業における取扱商品は、生産資材が約7割。

○ 中小企業協同組合法の事業協同組合においては、商業、工業、鉱業、サービス業等を行う小規模事業者で、一般消費者は加入することができない。

○ 生協は、「一定の地域又は職域における人と人との結合」であり、一般消費者の相互扶助組織。農協とは異なり、購買事業における取扱商品は食品を中心とした消費財であり、展開地域も広域である。

○ 員外利用の禁止・許可制度は、農協等の他の協同組合と異なる、このような生協の特質を踏まえ、中小商工業者との関係から設けられた規制。

○ 員外利用の禁止・許可制度を撤廃し、定款に定めれば許可なく組合員の利用分量の一定割合まで員外利用を可能とすることは、一般小売業等との相違を曖昧にしてしまうのではないか。

対応案

○ 員外利用の禁止・許可制度(員外利用は原則として禁止されており、一定の場合を除いては、行政庁の許可がなければ員外利用をさせることができないとする制度)を引き続き維持することとしてはどうか。

○ 行政庁の許可により員外利用が例外的に認められる場合については、法令上、個別具体的に限定して定めることとしてはどうか。
また、生協が社会に貢献することが求められている現状を踏まえ、現行の離島、へき地等で生協以外に利用できる施設が存在しない場合のほか、合理的な理由があるものを追加してはどうか。

○ 併せて、行政庁の許可により員外利用が認められる場合の員外利用の限度を、法令上定めることとしてはどうか。その場合、組合員の利用分量の100分の20を原則としてはどうか。